

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農業振興課

不利益処分の内容	開発行為の制限に違反した者等に対する監督処分
根拠法令等及び条項	農業振興地域の整備に関する法律第15条の3
根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律第15条の3
参考事項	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項及び第5項 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 市長は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項（2参照）の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第5項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為</p> <p>(2) 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業の施行として行う行為</p> <p>(3) 農地法（昭和27年法律第229号）第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為</p> <p>(4) 農地法第2条第1項に規定する農地を同法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為</p> <p>(5) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号の権利に係る土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行う行為</p> <p>(6) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定され、又は移転された賃借権又は使用貸借による権利に係る土地を当該農用地利用計</p>

画に定める利用目的に供するために行う行為

- (7) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為
- (8) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第8条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第5条第8項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為
- (9) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの
- (10) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (11) 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの
- (12) 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為

3 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第5項

第1項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。